

令和2年度利用者負担額表(保育所保育料)

【長浜市】

階層区分		利用者負担(月額)(円)					
		保育標準時間			保育短時間		
		0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児	0・1・2歳児	3歳児	4・5歳児
A	生活保護世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
B	市町村民税非課税世帯	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ひとり親世帯等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
C1	均等割の額のみ課税世帯	9,800 (4,900)	0 (0)	0 (0)	9,600 (4,800)	0 (0)	0 (0)
	ひとり親世帯等	4,200 (0)	0 (0)	0 (0)	4,100 (0)	0 (0)	0 (0)
C2	48,600円未満	14,000 (7,000)	0 (0)	0 (0)	13,700 (6,850)	0 (0)	0 (0)
	ひとり親世帯等	6,300 (0)	0 (0)	0 (0)	6,100 (0)	0 (0)	0 (0)
D1	48,600円以上72,800円未満	21,500 (10,750)	0 (0)	0 (0)	21,100 (10,550)	0 (0)	0 (0)
	ひとり親世帯等	6,400 (0)	0 (0)	0 (0)	6,300 (0)	0 (0)	0 (0)
D2	72,800円以上97,000円未満	27,000 (13,500)	0 (0)	0 (0)	26,500 (13,250)	0 (0)	0 (0)
	72,800円以上77,101円未満で ひとり親世帯等	8,100 (0)	0 (0)	0 (0)	7,900 (0)	0 (0)	0 (0)
D3	97,000円以上133,000円未満	34,000 (17,000)	0 (0)	0 (0)	33,400 (16,700)	0 (0)	0 (0)
D4	133,000円以上169,000円未満	38,000 (19,000)	0 (0)	0 (0)	37,300 (18,650)	0 (0)	0 (0)
D5	169,000円以上211,200円未満	45,500 (22,750)	0 (0)	0 (0)	44,700 (22,350)	0 (0)	0 (0)
D6	211,200円以上301,000円未満	52,500 (26,250)	0 (0)	0 (0)	51,600 (25,800)	0 (0)	0 (0)
D7	301,000円以上397,000円未満	61,000 (30,500)	0 (0)	0 (0)	59,900 (29,950)	0 (0)	0 (0)
D8	397,000円以上	71,000 (35,500)	0 (0)	0 (0)	69,700 (34,850)	0 (0)	0 (0)

※各階層の下段()内は第2子の金額です。第3子以降は階層にかかわらず無料になります。

※4月～8月までは前年度市町村民税で、9月～3月までは当該年度市町村民税で算定します。

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除、寄付金控除および株式等譲渡所得割額控除の適用はありませんのでその控除前の税額で算定します。

※保育料は児童の当該年度の4月1日時点の年齢により決定されますので、誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また年度途中で入所した場合も当該年度の4月1日時点の年齢により決定されます。

※保育料は月額です。日割り計算は行いません。

※1ヶ月すべてお休みされても、在籍している限り、その月の保育料がかかります。

※表中の「ひとり親世帯等」とは次に掲げる世帯をいいます。

「ひとり親世帯」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

「在宅しょうがい児(者)のいる世帯」……次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯